

令和7年度障害者総合福祉推進事業
「共同生活援助における運営の適正化に向けた研究」
におけるモデル研修（神奈川県実施） 募集案内

PwC コンサルティング合同会社が厚生労働省から補助を受けて実施する令和7年度障害者総合福祉推進事業「共同生活援助における運営の適正化に向けた研究」の一環として、神奈川県において共同生活援助事業所の管理者、従業者等に対するモデル研修を開催することとなりましたので、次により募集いたします。

日程：令和7年12月4日（木） 10:00～17:30

会場：神奈川県総合医療会館（横浜市中区富士見町3-1）

定員：250名程度

※ 上記の定員は、政令市・中核市を含めた本県全域の共同生活援助事業所における従業者等を対象にしております。本研修への参加申し込みが定員を超過した場合には、実施要領中「8 受講者の決定」に定める基準により選考いたしますのでご承知おきください。

カリキュラム・申込方法など詳細については、以下「令和7年度障害者総合福祉推進事業「共同生活援助における運営の適正化に向けた研究」におけるモデル研修（神奈川県実施）実施要領」を御覧ください。

令和7年度障害者総合福祉推進事業

「共同生活援助における運営の適正化に向けた研究」における

モデル研修（神奈川県実施）実施要領

1 研修目的

受講者が共同生活援助事業所を運営するために必要な知識を得ることで、その後の事業所運営において利用者に対する質の高いサービスを提供するため、政令市・中核市を含む神奈川県内で現に運営している、又は、新たに開設する予定の共同生活援助事業所の管理者等に対して管理者向けの研修をモデル的に実施するもの。

2 実施主体

PwC コンサルティング合同会社

（共催：神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）

3 日程・会場

1日で全カリキュラムを実施する日程となります。時間については変更する場合があります。その際はウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」(<https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)にて御案内いたします。

日時：令和7年12月4日（木）10：00～17：30

会場：神奈川県総合医療会館7階講堂

（所在地：横浜市中区富士見町3-1）

4 カリキュラム

別紙の「カリキュラム」のとおり

※本研修カリキュラムは、令和6年度障害者総合福祉推進事業「共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価等に係る研究」において策定された、共同生活援助ガイドライン案及び研修カリキュラム案の内容を基に構成されていますが、一部変更の予定があります。

5 定員

250名程度

6 受講対象者

(1) 共同生活援助事業所の管理者

次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 現に神奈川県内（指定都市、中核市を含む。以下同じ。）の共同生活援助事業所において管理者として配置されている者

イ 今後、神奈川県内の共同生活援助事業所において管理者として配置される予定がある者

(2) 共同生活援助事業所のサービス管理責任者

次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 現に神奈川県内の共同生活援助事業所においてサービス管理責任者として配置されている者

イ 今後、神奈川県内の共同生活援助事業所においてサービス管理責任者として配置される予定がある者

(3) その他、現に神奈川県内の共同生活援助事業所において従業員（世話人、生活支援員等）として配置されている者

(4) 現に共同生活援助事業所を運営している法人において、神奈川県内の共同生活援助事業所の運営を支援している者（神奈川県外の共同生活援助事業所に配置されている者を含む）

(5) 神奈川県内で共同生活援助事業所の開設を検討している者（法人・個人を問わない）

<留意事項>

ア 研修実施日に、研修会場において全てのカリキュラムを受講可能な者を受講対象とします。（補講等の実施、またオンライン上での公開等の措置は予定されていません。）

イ 神奈川県内の指定都市・中核市に所在する事業所についても、本研修の対象となります。

7 受講申込み

下記URL（神奈川県電子申請システム）から受講申し込みフォームに進んでいただき、**令和7年12月1日（月）3日10時**までにお申し込みください。

なお、定員の都合上、希望に沿えない場合もございますのでご承知おきください。

【受講申し込みフォーム（神奈川県電子申請システム）】

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=112834

※締切を過ぎてからの申し込みはお受けできませんのでご注意ください。

8 受講者の決定

- 受講希望者が定員を上回った場合は、1事業所あたり1名の受講を原則としつつ、以下の選考順位により受講者を決定します。
- 受講可否の通知については、申し込みが定員を超過し、選考の有無や選考の結果については、神奈川県障害サービス課から12月1日17時3日12時を目途にウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」(<https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)にて御案内いたします。(受講可否の確認については、12月2日3日13時以降に各指定権者までお問合せください)。

「共同生活援助における運営の適正化に向けた研究」

におけるモデル研修（神奈川県実施）選考基準

基準Ⅰ：神奈川県・横浜市、川崎市、相模原市所在の事業所からの申し込みによる者※

基準Ⅱ：現に神奈川県内の共同生活援助事業所において管理者として配置されている者

基準Ⅲ：現に神奈川県内の共同生活援助事業所においてサービス管理責任者として配置されている者

基準Ⅳ：現に共同生活援助事業所に従事しており、今後、神奈川県内の共同生活援助事業所において管理者として配置される予定がある者

基準Ⅴ：現に共同生活援助事業所に従事しており、今後、神奈川県内の共同生活援助事業所においてサービス管理責任者として配置される予定がある者

基準Ⅵ：その他、現に神奈川県内の共同生活援助事業所において従業員（世話人、生活支援員等）として配置されている者

基準Ⅶ：現に共同生活援助事業所を運営している法人において、神奈川県内の共同生活援助事業所の運営を支援している者

基準Ⅷ：今後、神奈川県内で共同生活援助事業所の開設を検討している者

※ 横須賀市所在地の事業所に関しては、別途オンラインによる研修実施が予定されているため、その他自治体（神奈川県・横浜市、川崎市、相模原市）所在の事業所を優先して選考するものです。

9 修了者名簿について

- モデル研修の実施であり、修了証等の受講を証明する書面の交付はありません。
- 県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は申請いただいた情報を基に研修修了者名簿（修了者番号、氏名、生年月日、所属等）を管理します。また、研修事務局及び厚生労働省に研修修了者名簿の情報を提供することがありますのでご承知おきください。

10 受講料

なし

※研修受講にかかる通信費や交通費等その他については受講者負担とします。

11 その他

- 受講態度が著しく悪く、繰り返し注意を受けた方は退席いただく場合がありますので、御注意ください。
- 駐車場等の確保は行っておりませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。
- 本研修の開講日に、自然災害（台風等）及び事故等が発生した場合は、開講しない場合があります。中止の場合は研修当日の午前7時までに「障害福祉情報サービスかながわ」でお知らせします。

12 会場案内

別添の『会館案内図』をご参照ください。

【問合せ先（本研修の申込み等に関する問合せ先、研修当日の緊急連絡先）】

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 事業支援グループ 神尾 〒231-8588	横浜市中区日本大通1 電話 (045) 210-4717 ファクシミリ (045) 201-2051
---	--

【問合せ先（研修事務局）】

（令和7年度障害者総合福祉推進事業「共同生活援助における運営の適正化に向けた研究」に関する問合せ先）

「共同生活援助における運営の適正化に向けた研究」事務局 (PwC コンサルティング合同会社) メール: jp_r7_13_gh_unneitekiseika@pwc.com
--

○ 研修カリキュラム（一部変更の予定有）

分類	講義名	講義時間	テーマ	
1.障害者福祉概論	障害者福祉の基本理解	40分	障害者福祉と法制度の変遷	
			障害者福祉の基本理念	
			障害種別と特性に応じた支援	
2.共同生活援助事業所の基本事項	(1)共同生活援助事業の概要	15分	制度の変遷と共同生活援助事業の目的	
			共同生活援助事業所の類型	
	(2)人員体制	20分	人員配置及び従業者の役割	
			勤務体制の確保	
	(3)設備及び定員	10分	立地、設備及び定員等の基準	
	(4)開設時に定めるべき事項	15分	運営規程、契約書及び重要事項説明書の策定	
			事業所開設にあたり整備すべき事項	
	(5)利用者が負担すべき費用	20分	利用者の自己負担の範囲	
			自己負担額の確認と同意の取得	
3.共同生活援助事業所で行うべき支援	(1)具体的な支援の概要	30分	支援の全体像	
			具体的な支援の内容	
			その他の支援	
				連携すべき関係機関
	(2)緊急時の対応・災害対策	15分	緊急時の対応	
			非常災害・感染症対策	
4.権利擁護	(1)意思決定支援	40分	意思決定支援の目的	
			意思決定支援が必要な場面	
			意思決定支援の原則	
				留意点
	(2)虐待防止と身体拘束の廃止	40分	障害者虐待防止法	
			虐待の定義と現状	
			具体的な虐待防止策	
5.支援の質を維持・向上させるための事業者の責務	(1)日常生活の支援	35分	支援の原則	
			日常生活での支援	
			その他の支援	
		(2)事業者が行うべき取組	15分	従業者の知識・技術の向上
				研修の受講機会等の提供
				自己評価等の実施
		(3)苦情解決・ハラスメント防止	7分	苦情解決体制の整備
	(4)地域との連携	15分	地域に開かれた事業運営	
			地域連携推進会議の開催と報告	
		317分		